



運用にあたってはどうすればいいの？



運用商品の選定と運用指図について、以下の基準が定められています。

- 運用商品… ● 運営管理機関がリスク／リターンの度合いが異なる3つ以上の運用商品を提示する
● 提示商品のうち1つは元本確保型商品※を含む
※元本確保型：預金保険制度など法的な保護のある預貯金、金融債、国債、地方債など
- 預け替え機会… 運営管理機関が最低3ヵ月に1度以上商品を預け替える機会を提供する
- 情報提供… ● 企業が個別の運用商品のリスク／リターンについての情報提供を行い、最低1年に1回運用状況や資産残高を加入者に通知する
● 企業が制度や規約の周知、投資教育を行う（投資教育については他の機関に委託しても可）

加入者の保護について

公正な制度を維持するため、企業や運営管理機関には次のような行為準則と禁止行為が定められています。行為準則に違反したり禁止行為を行ったりした場合は行政処分を受けたり民事責任を負ったりします。

業務運営に関すること	行為準則	加入者のために忠実に業務を行うこと 加入者の個人情報をおの目的で使用すること
	禁止行為	契約締結に際して ● 故意に事実を告げないこと、誤ったことを伝えること ● 自身が損害の負担を負ったり、他の利益を与えたりすること
商品運用に関すること	行為準則	運用商品の選定は、専門的な知識や見識に基づいて行うこと
	禁止行為	契約締結に際して ● 損失補填をしたり、利益を追加したりすること ● 加入者以外の利益をはかる行為をすること 加入者に特定の運用方法を勧めること

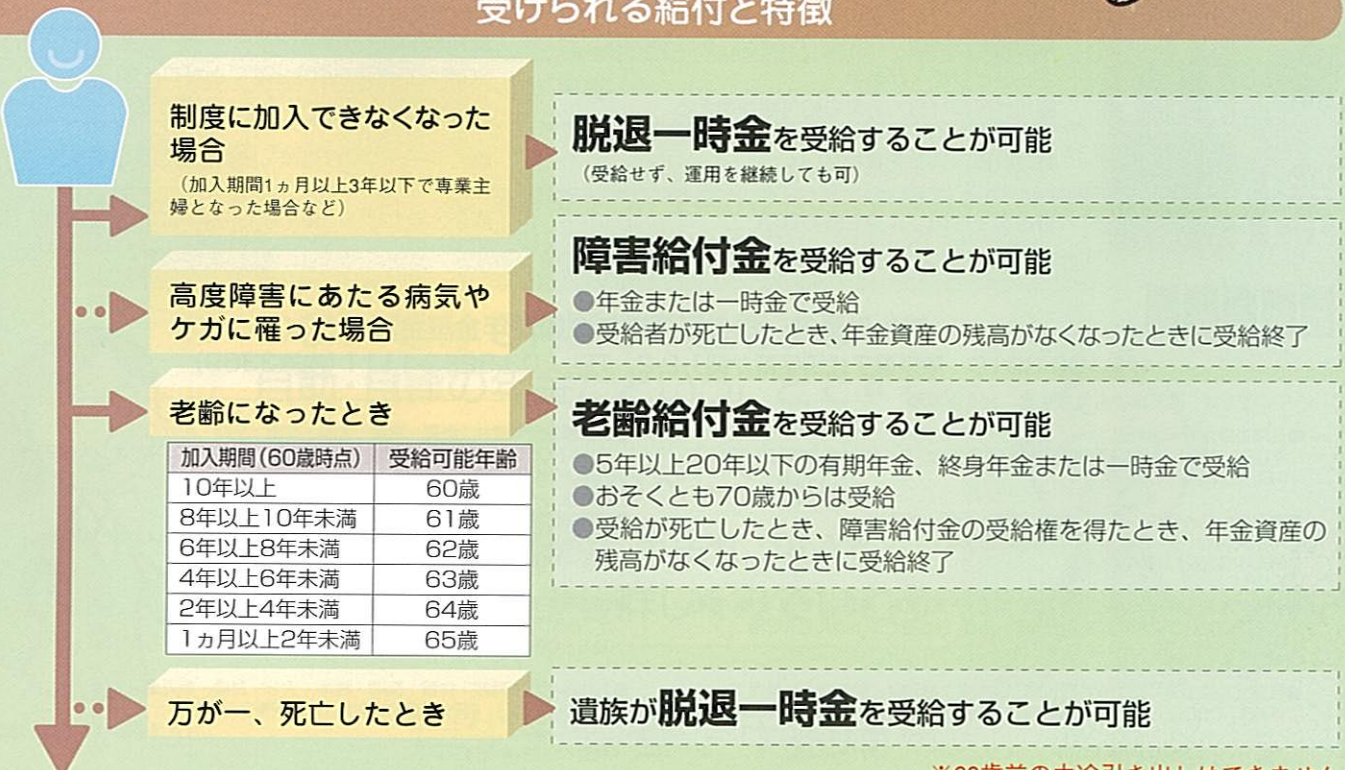


どんな給付を受けられるの？



こんなときには、こんな給付を受けられます

受けられる給付と特徴



※60歳前の中途引き出しはできません